



平成 30 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第二部)
問 合 せ 先 財務経理部長 大村 正文
(TEL. 03-6451-4300)

第 18 回新株予約権の強制取得に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 18 日付で発行いたしました第 18 回新株予約権（以下、「18 回新株予約権」といいます。）の全部を強制取得することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 18 回新株予約権の取得の概要

①取得の概要

(1) 銘柄及び個数	18回新株予約権 350,877個（新株予約権 1 個につき100株）
(2) 取得の実施日	平成31年 1 月 9 日
(3) 取得総額	総額27,719,283円（本新株予約権 1 個につき79円）
(4) 取得後に残存する本新株予約権	0 個

②18 回新株予約権の主な内容

(1) 割当日	平成30年 7 月 18 日
(2) 新株予約権の総数	350,877個
(3) 払込金額	本新株予約権 1 個につき79円（総額27,719,283円）
(4) 当該発行による潜在株式数	35,087,700株（新株予約権 1 個につき100株）
(5) 行使価額	57円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当方式 MTキャピタル匿名組合Ⅲ 350,877個（35,087,700株）
(7) 行使期間	平成30年 7 月 19 日から平成32年 7 月 18 日まで
(8) 本日現在の18回新株予約権の行使状況及び調達した資金の額	本日現在、18回新株予約権は行使されておりません。

2. 取得を行う理由

18回新株予約権発行要領第13項(3)において、以下の強制取得条項が定められております。

18回新株予約権発行要領第13項(3)

平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の終値の単純平均値が30円以下になった場合(このような状態になった日を以下「下限到達日」という。)、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。

本日、平成30年12月25日において、東証二部における当社普通株式の終値は単純平均で30円以下となったため、同条項に従い18回新株予約権を強制取得いたします。

3. 今後の見通し

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、影響等が認められた場合には、影響額が明確になった時点でお知らせいたします。また、18回新株予約権で調達する予定であった資金については、今後別途検討してまいります。

以上